

指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護相当サービス)

東京リハビリデイゆうあい 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社アブレイズが開設する東京リハビリデイゆうあい（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護相当サービス)の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援・事業対象者状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定通所介護又は第一号通所事業(通所介護相当サービス)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 第一号通所事業(通所介護相当サービス)の提供に当たっては、事業所の従業者は、要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 東京リハビリデイゆうあい
- (2) 所在地 東京都江戸川区中央 1-12-17 セントラーレ十二番館

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生 活 相 談 員 2名以上
生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。
- (3) 看 護 職 員 2名以上
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。口腔機能の状態を把握し、口腔機能改善管理指導計画の作成、口腔機能向上サービスの実施を主導する。
- (4) 介 護 職 員 5名以上
介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
《 (2) 生活相談員・(3) 看護職員・(4) 介護職員のうち常勤1名以上》
- (5) 機 能 訓 練 指 導 員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 1単位 9時から16時00分(延長なし)
- (4) 休業日 日曜日・年末年始(12/29~1/3)

(指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護相当サービス)の利用定員)

第6条 指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護相当サービス)の利用定員は次のとおりとする。
1単位 35名(月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日)

(指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護相当サービス)の内容)

第7条 指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護相当サービス)の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 日常生活における相談及び助言
- (7) その他日常生活上の援助

(利用料等)

第8条 指定通所介護又は第一号通所事業(通所介護相当サービス)を提供した場合の利用料の額、介護報酬の告示上の額とする。

なお、当該指定通所介護又は第一号通所事業(通所介護相当サービス)が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり20円
- (2) その他の費用は料金表に定める額とする。

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、江戸川区、葛飾区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護又は第一号通所事業(通所介護相当サービス)の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 共用の施設・設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 送迎の時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行う。
- 2 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

- 第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- 3 通所介護従業者に対し、感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第14条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(苦情処理等)

- 第15条 事業所は、提供した指定通所介護又は第一号通所事業(通所介護相当サービス)に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(その他運営についての重要事項)

- 第16条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。また、事業所は全ての通所介護従業者に対し、認知症介護に関わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- (1)採用時研修 採用後6カ月以内
- (2)継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アブレイズと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(従業者に対するパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等について)

- 第18条 当該事業所従業者のサービス提供中に、利用者様またはそのご家族様等より、従業者がパワーハラスメント(身体的な力を使って危害を及ぼす行為や個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等「以下、パワーハラスメントとする」)またはセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為等「以下、セクシャルハラスメントとする」))等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡措置をさせていただきます。また、利用者様またはご家族様等の言動、行動により従業者が身体、生命、財産等の被害を受けた場合には、必要な手続きをとり、また、通常の介護方法ではこれを防止することができない時には、サービスを中止させていただく場合があります。

また、当該事業所従業者によって、利用者様及びそのご家族様等が、パワーハラスメントまたはセクシャルハラスメント等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡や相談等を行うことができるものとする。

利用者が酒酔い状態の場合は、サービスの提供は行いません。

事業者はご利用者が上記の行為をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みが無く、サービスの利用目的を達成する事が不可能になった時、契約を解除する事ができます。

(地域との連携等)

- 第19条 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 2 事業者はその事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護または第一号通所介護(通所介護相当サービス)に関する利用者からの苦情に関して、区市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第20条 指定通所介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定通所介護または第一号通所介護(通所介護相当サービス)の提供を受けられるよう、指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施する。

(身体拘束等)

第21条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者またはそのご家族に対して説明し、同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。
また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

附則

この規程は、令和4年6月1日より施行する。

この規定は、令和4年6月1日より施行する。

変更点

(3)サービス提供時間 1単位 9時から16時00分(延長なし)
1単位 25名(月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日)

この規程は、令和5年6月1日より施行する。

変更点

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(4)介護職員 4名以上

介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

第6条 指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護相当サービス)の利用定員は次のとおりとする。

1単位 28名(月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日)

この規程は、令和5年10月9日より施行する。

変更点

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(4)介護職員 5名以上

介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

第6条 指定通所介護及び第一号通所事業(通所介護相当サービス)の利用定員は次のとおりとする。

1単位 35名(月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日)